

姫路市リスク管理基本方針の概要

はじめに

市民との信頼関係を構築し、効果的・効率的で、かつ質の高い公共サービスを提供し続けていくためには、様々な「リスク」を管理する体制を整備・運用し、総合的にリスク管理を行っていくことが必要不可欠である。

本基本方針に基づき、リスク管理体制を整備・運用し、全職員及び全部局が組織的かつ自律的にリスク管理に取り組むことで、市民に「信頼される市役所の実現」を目指していく。

1 リスク管理とは

危険が現実のものとなる前に必要な対策を講じるなど、危険の発生を予防・抑制するとともに、万一発生した場合においても、被害を最小限にとどめることのできるような体制や対応策を整えていく取組み。

2 目的

- ・業務上のリスクや業務の手順をあらかじめ明らかにする「見える化」によるチェック体制やその対応策の整備等により、効果的で効率的な行政を一層推進する。
- ・「リスク管理」と、既に実施している「危機管理」の取組みの2本柱で、総合的なリスク管理体制を構築する。



信頼される市役所の実現

3 対象とするリスク

「危機」には該当しないまでも、市役所の業務運営やサービス提供に支障を生じ、市民からの信頼を損ねることにつながりかねないリスク全般(注1)

＜本市における総合的なリスク管理の体系図＞

分類	計画	対象
総合的なリスク管理	姫路市地域防災計画	自然災害、事故災害への対応
	姫路市国民保護計画	武力攻撃、大規模テロ等の緊急対応事態への対応
	姫路市危機管理基本指針	健康危機、環境危機、重大事件、その他の危機への対応
リスク管理	姫路市リスク管理基本方針(注2)	業務の有効性及び効率性の確保、財務報告の信頼性の実現、法令等の遵守の徹底、資産の保全、外的要因によるリスクへの対応(「危機」の範疇に属するものを除く)
	姫路市内部統制指針	(市長の事務部局の財務に関する事務に係るリスク)

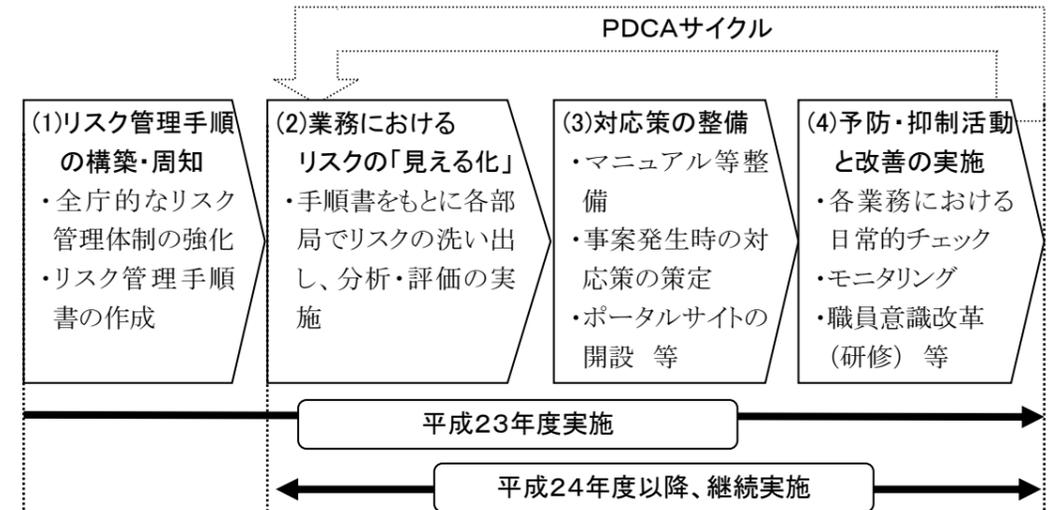
(注1)令和2年4月1日の地方自治法に基づく内部統制制度の導入に伴い、市長の事務部局における財務に関する事務に係るリスクについては、市として実施するリスク管理の対象ではあるが、本基本方針の対象から除かれることとなる。

(注2)本基本方針は、上図の総合的なリスク管理のうち、網かけ部分についての取組みを定めたものである。

4 リスク管理における4つの視点

- ①見える化、②現場主義、③職責の自覚と遂行、④PDCAサイクル

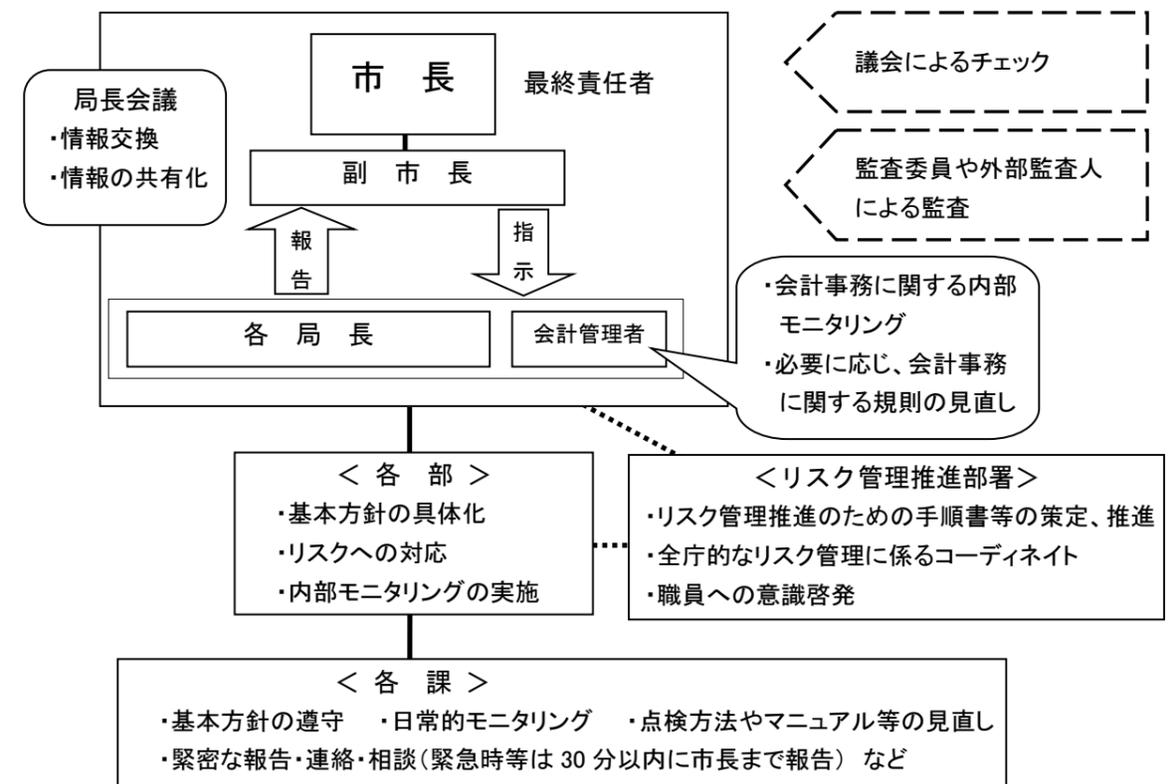
5 リスク管理の基本方策



(5) その他危機への対応

※事案発生時以降に「危機」に発展する可能性がある場合は、『姫路市危機管理基本指針』に基づき行動

6 リスク管理の推進体制



おわりに

※リスク管理にあたって全職員が持つべき心構えを明記